

楽ナビ / 楽ナビ Lite マップ TypeV Vol.9 (2019年 第2版)

CNSD-R5910

楽ナビ / 楽ナビ Lite マップ TypeIV Vol.9 (2019年 第2版)

CNSD-R4910

バージョン アップ手順書

正しくバージョンアップを行っていただくため、本書をよくお読み
のうえ、作業を行ってください。手順に従わなかった場合、バージ
ョンアップが正常に終了しない場合がございますのでご注意ください。

対象機種

< CNSD-R5910 >

AVIC-MRZ09 II、AVIC-MRZ09

< CNSD-R4910 >

AVIC-MRZ02 II、AVIC-MRZ06、AVIC-MRZ04、AVIC-MRZ02、
AVIC-MRZ07 II、AVIC-MRZ05 II、AVIC-MRZ03 II、
AVIC-MRZ07、AVIC-MRZ05、AVIC-MRZ03

※上記対象機種以外のバージョンアップはできません。

はじめにお読みください

- 本製品によるバージョンアップを行う際は、お客様登録が必要となります。
なお、お客様登録はアフターサービスの際にお客様の地図バージョンを確認させて頂くために必
要となるものです。予めご了承ください。
- 本製品を用いてバージョンアップを行うために、本書に従ってご購入後速やかに
“更新パスワード”を取得してください。更新パスワード発行サービスは、将来的に、弊社の事情
により終了する場合があります。
- 本製品でバージョンアップを行うと、これまでご使用のバージョンへ戻すことはできません。
- ナビゲーションのアフターサービスを行う際に本製品が必要となる場合があります。バージ
ョンアップ後は大切に保管してください。

<下記窓口へのお問い合わせ時のご注意>

「0120」で始まる電話番号は、携帯電話・PHS一部のIP電話などからは、ご使用になれません。
ナビダイヤルは、携帯電話・PHSなどからご利用可能ですが、通話料がかかります。また一部のIP
電話などからはご使用になれません。

正確なご相談対応のために折り返しお電話をさせていただくことがございますので発信者番号の通
知にご協力いただけますようお願いいたします。

更新パスワード発行に関するお問い合わせ先

※番号をよくお確かめの上でおかけいただけますようお願いいたします

更新パスワード発行窓口

受付時間 月曜～金曜 9:30～17:00 (土曜・日曜・祝日・弊社休業日は除く)

■電話【固定電話から】 **0120-996-332** (無料)

【携帯電話・PHSから】 **0570-037-613** (ナビダイヤル・有料)

■ファックス **0120-977-516** (無料)

記載内容は、予告なく変更させていただくことがありますので予めご了承ください。

目次

ソフトウェア使用許諾契約	3
「楽ナビ/楽ナビLite」サービス基本約款	4
同梱物一覧	8
バージョンアップの流れ	8
バージョンアップ後について	8
デバイスナンバーを確認する	9
更新パスワードを取得する	10
お客様登録がお済みでない方は	10
バージョンアップを行う	11
AVIC-MRZ09/07/05/03をお使いの お客様へ	12
NTTドコモの携帯電話で通信接続される お客様へ	13
保証規定	13
商標	13
収録データベースについて	13

メモ

- 本書で使っているイラストや画面例は、実際の製品と異なることがあります。
- 実際の製品の画面は、性能・機能改善のため、予告なく変更することがあります。
- 本書に記載している製品名等の固有名詞は各社の商標または登録商標です。

本パッケージを使用する際は、下記の内容をよくお読みになり同意のうえ使用してください。

ソフトウェア使用許諾契約

本契約は、パイオニア株式会社（以下弊社といいます）が、お客様に提供する楽ナビ / 楽ナビ Lite マップ Type IV Vol.9 (2019年 第2版) (型番: CNSD-R4910、楽ナビ / 楽ナビ Lite マップ Type V Vol.9 (2019年 第2版) (型番: CNSD-R5910) をいい、以下本ソフトウェアといいます) の使用権の許諾に関して定めるものです。本ソフトウェアをご利用になるにあたっては、必ず以下の条項をよくお読みください。お客様は、このパッケージを使用するに先立って、本契約の内容をよくお読みになり、本契約にご同意いただいた上で使用してください。お客様が、このパッケージを使用した場合、本契約に同意されたものとみなされます。本契約にご同意いただけない場合には、本ソフトウェアをご使用になることはできません。

第1条 (本ソフトウェア)

本ソフトウェアは、弊社製の楽ナビ / 楽ナビ Lite (以下対象楽ナビ / 楽ナビ Lite といいます※ 1) 専用のバージョンアップ・ソフトウェアです。

※ 1: 対象楽ナビ / 楽ナビ Lite の型番は、次に記載のとおりです。

< CNSD-R5910 >
・ AVIC-MRZ09 II ・ AVIC-MRZ09
< CNSD-R4910 >
・ AVIC-MRZ02 II ・ AVIC-MRZ06
・ AVIC-MRZ04 ・ AVIC-MRZ02
・ AVIC-MRZ07 II ・ AVIC-MRZ05 II
・ AVIC-MRZ03 II ・ AAVIC-MRZ07
・ AVIC-MRZ05 ・ AVIC-MRZ03

第2条 (更新パスワード)

- お客様は、本ソフトウェアを対象楽ナビ / 楽ナビ Lite にインストールするに先立って、ファクシミリまたは電話により弊社に申込みを行い、弊社から更新パスワードを取得していただく必要があります。
- 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェア 1枚につき 1 回に限り更新パスワードを発行し、弊社が特に認めた場合を除き更新パスワードの再発行は行いません。
- お客様は、弊社から取得した更新パスワードを忘失した場合、弊社所定の方法により、更新パスワードを確認することができます。

第3条 (本ソフトウェアのインストール)

- お客様は、弊社が発行する更新パスワードを使用して 1 回に限り本ソフトウェアを対象楽ナビ / 楽ナビ Lite にインストールし、かかる対象楽ナビ / 楽ナビ Lite において本ソフトウェアを使用することができます。
- お客様が、複数の対象楽ナビ / 楽ナビ Lite に本ソフトウェアをインストールすることを希望される場合、これと同数の本ソフトウェアをご購入いただく必要があります。

第4条 (インストールの所要時間)

< AVIC-MRZ02 II / 06/04/02/07 II / 05 II

/03 II / 07/05/03 >

本ソフトウェアの対象楽ナビ / 楽ナビ Lite へのインストールに要する時間は約 45 分間です。

< AVIC-MRZ09 II / 09 >

本ソフトウェアの対象楽ナビ / 楽ナビ Lite へのインストールに要する時間は約 50 分間です。

第5条 (制限事項)

- 対象楽ナビ / 楽ナビ Lite へインストールした後の本ソフトウェアを同一の対象楽ナビ / 楽ナビ Lite に再インストールし、あるいは他の対象楽ナビ / 楽ナビ Lite にインストールすることはできません。
- お客様は、本ソフトウェアの複製物を作成し、または配布してはなりません。また、お客様は、本ソフトウェアの変更、本ソフトウェアの二次的著作物の頒布又は作成等を行うことはできず、さらに、逆コンパイル、逆アセンブルし、その他、人間の覚知可能な形態に変更することもできません。
- お客様は、弊社所定の方法によることなく不正な方法で更新パスワードを取得してはならず、また、不正な方法で取得した更新パスワードを自ら使用し、あるいは第三者に開示・使用させる等の行為を一切行わないものとします。

第6条 (権利の帰属等)

- 本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、弊社、インクリメントP株式会社（以下「iPC」といいます）またはその他の権利者に帰属します。
- 利用者は、本ソフトウェアが著作権法及びその他の知的財産権に関する法律に基づき保護されている著作物であることを認識し、その権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。

第7条 (免責)

- 弊社及び iPC (以下弊社等といいます) は、本ソフトウェアに関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何らの保証をするものではありません。
- 弊社等は、理由のいかんを問わず、本ソフトウェアを利用または利用できなかったことに起因して利用者及び第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害に関し、一切責任を負わないものとします。
- 本契約および本ソフトウェアに関連して弊社がお客様に対して負担する損害賠償責任は、現実にお客様が生じた通常・直接の損害に限るものとし、弊社に故意又は重大な過失がない限り、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った対価の額を上限とします。

第8条 (解除・損害賠償)

- 弊社は、お客様が本契約に違反した場合、何らの通知・催告をすることなく、本契約を解除するとともに、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
- 前項の場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに終了するとともに、本ソフトウェアを記録した媒体を弊社に返却するものとします。

以上

ニックネーム発行またはお客様登録をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

「楽ナビ/楽ナビLite」サービス 基本約款

第1章 総則

第1条 (本サービス)

1. 「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ/楽ナビLite」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビ/楽ナビLiteに各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる。楽ナビ/楽ナビLiteのユーザー専用サービスをいいます。但し、楽ナビ/楽ナビLiteの機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。^{*1}
2. 本サービスを利用するためには、楽ナビ/楽ナビLiteの他に、①Bluetooth機能を内蔵した携帯電話機、②楽ナビ/楽ナビLite専用のデータ通信モジュール（以下「データ通信モジュール」といいます）、③SDカード及びSDカードを使用可能なインターネットに接続できるPC、のいずれかが必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。^{*2}

※1：本サービスをご利用いただける楽ナビ/楽ナビLiteの機種は、パイオニア株式会社のホームページ（URL：https://jpn.pioneer/ja/carrozzeria/）に記載しております。

※2：楽ナビ/楽ナビLiteに接続し、本サービスをご利用いただけるBluetooth機能を内蔵した携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ（URL：https://jpn.pioneer/ja/carrozzeria/）に記載しております。

第2条 (本約款の適用)

1. 本約款は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が管理・運営する本サービスの利用規定について定めたもので、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます）に適用されます。
2. 本サービスには、当社が提供するサービス、及び当社以外の第三者が当社を通じて提供するサービスがあり、また、有料で提供されるサービスを含みますが、本約款は、その全てのサービスに対して適用されます。
3. 本サービスのうち、『スマートループ』に関する利用規定については、付則として本約款の末尾に記載しております。『スマートループ』を利用する加入者には、本約款に加え、付則の定めが適用されます。『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ/楽ナビLiteユーザーは、付則の内容も必ず確認してください。

第2章 利用条件

第3条 (本サービスの追加・変更等)

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、当社は、提供

するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合その提供を中止することができるものとします。

第4条 (携帯電話機等の用意)

1. 加入者は、①Bluetooth機能を内蔵した携帯電話機、②データ通信モジュール、または、③SDカード及びSDカードを使用可能なインターネットに接続できるPC、を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。
2. Bluetooth機能を内蔵した携帯電話機またはデータ通信モジュールを使用して本サービスを利用できる区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとします。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビル影、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。
3. SDカードを使用して本サービスを利用の場合には、インターネットに接続しているPCに楽ナビ/楽ナビLiteに同梱される専用ソフトウェアをインストールしている環境が必要となります。この場合、加入者は、自己の責任と費用において、上記の環境を用意するとともに、インターネットの利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

第5条 (利用時間)

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

第3章 加入申込

第6条 (加入申込の単位)

加入者は、楽ナビ/楽ナビLite 1台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

第7条 (加入申込)

1. 本サービスへの加入希望者（以下「加入希望者」といいます）は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従って当社に加入申込を行うものとします。
2. 当社は、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。
 - (1) 当社に届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。
 - (2) 第16条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な事由がある場合。
 - (3) 過去に第20条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。
 - (4) 未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
 - (5) 加入の対象となる楽ナビ/楽ナビLiteが盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。
 - (6) その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生

じる場合。

3. 第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用することができます。

第8条 (ニックネーム・パスワード)

1. 加入者は、前条第1項の加入申込時に、ニックネーム及びパスワードを登録します。ニックネームとは、加入者が本サービスを利用し、あるいは本サービスに関する各種手続きを行う際に必要となる、加入者に固有の名称をいいます。カーナビを複数台保有する場合は、カーナビ1台ごとにニックネームを登録してください。
2. 加入者は、ニックネーム及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、ニックネーム及びパスワードを使用した自己または第三者の行為について全ての責任を負うものとし、ます。

第4章 有料サービス

第9条 (有料サービスの申込)

1. 第7条第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の手続きに従って、本サービスのうち、有料で提供されるサービス(以下「有料サービス」といいます)の利用を当社に申込むことができます。
2. 当社は、有料サービスの利用を申込んだ加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、有料サービスの利用申込を拒絶することができますものとし、ます。
 - (1) 第7条第2項各号のいずれかに該当した場合。
 - (2) クレジットカード会社よりカード無効の通知を受けた場合。
 - (3) その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。

第10条 (利用料金)

1. 有料サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます)は、各サービスごとに、別途定めるものとします。
2. 加入者は、継続的な利用料金の支払が必要な有料サービス(以下「継続有料サービス」といいます)のうち、当社が特に認めるものについては、当社が定めるところに従い、一定期間における利用料金を一括して前払いすることができますものとし、ます。

第11条 (支払方法)

有料サービスの加入者は、当社が承認したクレジットカードにより利用料金を前払いするものとし、ます。

第12条 (利用料金の改定)

当社は、加入者に対する1ヶ月前までの通知により、利用料金を改定することができるものとし、ます。

第13条 (継続有料サービスの利用中止)

継続有料サービスを利用する加入者は、所定の手続きにより、その利用を中止することができます。

第14条 (利用料金の不返還)

当社は、いかなる場合であっても、加入者から受領した利用料金(第10条第2項により、加入者が前払いした継続有料サービスの利用料金を含みます)を一切返還しないものとし、加入者は予めこれを承諾するものとし、ます。

第5章 加入者の諸義務・当社の免責

第15条 (変更の届け出)

加入者は、クレジットカード番号、住所、連絡先その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、またはクレジットカードが失効した場合、所定の手続きに従って、速やかに当社に届け出るものとします。

第16条 (禁止事項)

加入者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者が保有する権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (3) 他の加入者その他第三者のプライバシーを侵害する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の加入者その他第三者に提供する行為。
- (5) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 事実に対する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (7) 本サービスの運営を妨げる行為。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為。

第17条 (著作権)

本サービスにより加入者に提供されるコンテンツに関する著作権は、当社またはその他の権利者に帰属します。加入者は、いかなる形式においても、本サービスにより提供されるコンテンツの全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

第18条 (当社の免責)

1. 当社は、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
2. 当社は、理由のいかんを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じた損害についても、責任を負わないものとします。

第6章 利用の終了

第19条 (退会)

1. 加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。
2. 加入者は、楽ナビ / 楽ナビ Lite を第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

第20条 (提供停止、資格取消)

当社は、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができますものとし、ます。

- (1) 本約款または個別のサービス約款に違反した場合。
- (2) 当社に届け出た事項が虚偽であった場合。
- (3) クレジットカード会社等より、加入者のカード無効、売上否認等の通知がなされた場合。
- (4) 利用料金の支払を怠りまたは遅延した場合。
- (5) 第19条第2項に定める退会手続きを実施しなかった場合。

- (6) その他財産状態・信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合。

第7章 その他

第21条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報については、個人情報保護関係法規及びパイオニアグループの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取り扱います。
2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報をパイオニア株式会社及びパイオニアグループ会社並びに利用料金の決済を行う金融機関に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。
3. 加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

第22条（権利義務の譲渡禁止）

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務を、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第23条（個別のサービス約款）

本サービスのうち、当社が特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

第24条（本約款の改定）

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

第25条（準拠法・合意管轄）

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. 加入者と当社との間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

付 則

『スマートループ』に関する利用規定

1. 目 的

- (1) 『スマートループ』は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が、パイオニア製カーナビゲーション「楽ナビ/楽ナビLite（※1）」に蓄積されたプローブ情報（※2）を収集し、これを利用して作成する道路交通情報をユーザーに還元することを目的としたシステムです。
- (2) 当社は、『スマートループ』で提供されたプローブ情報に基づいて、次のデータを含む道路交通情報を作成し、ユーザーに提供します。
 - ・渋滞予測データ
 - ・駐車場入口データ
 - ・施設情報

※1：『スマートループ』を利用できる楽ナビ/楽ナビLiteの機種は、パイオニア株式会社のホームページ（URL：<https://jpn.pioneer/ja/carrozzeria/>）に記載されています。

※2：プローブ情報とは、主に次の情報をいいます。

・走行履歴データ（走行履歴と走行速度のデータ）

2. 携帯電話機及びデータ通信モジュール等の用意

『スマートループ』の利用者は、次の各号に定める機器等を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

- ① Bluetooth通信に対応した携帯電話機または専用のデータ通信モジュール（※3）
- ② SDカード及びサイバーナビに同梱される専用のPCソフト（以下「PCソフト」といいます）をインストールのうえ、SDカード読み取り機能を有し、インターネットにブロードバンド接続できる環境とブロードバンド関連指定機器（※4）

※3※4：『スマートループ』をご利用いただける携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種及びブロードバンド環境とブロードバンド関連指定機器の詳細は、パイオニア株式会社のホームページ（URL：<https://jpn.pioneer/ja/carrozzeria/>）に記載しています。

3. 利用登録

- (1) 『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ/楽ナビLiteユーザーは、本規定及び「楽ナビ/楽ナビLite」サービス基本約款（以下「基本約款」といいます）の内容を確認の上、所定の手続きに従って利用登録を行ってください。
- (2) 利用登録にあたっては、利用期間（3ヵ月間、6ヵ月間、12ヵ月間のいずれか）を選択してください。利用期間が満了すると登録が抹消されますので、再登録を希望する場合には、あらかじめ利用登録を行ってください。なお、加入者は、再登録時にも、初回の加入申込時に登録したニックネーム及びパスワードを継続使用することができます。
- (3) 『スマートループ』の利用登録をした楽ナビ/楽ナビLiteユーザー（以下「加入者」といいます）は、所定の手続きに従って利用登録の抹消及び利用期間の変更ができます。

4. プローブ情報の送信

- (1) 『スマートループ』でのプローブ情報の送信方法には、次の2種類があります。

①「蓄積型プローブ」

加入者がインターネットに接続しているパソコンに楽ナビ/楽ナビLiteに登録されたSDカードを挿入し、インストール済みのPCソフトを起動すると、そのたびに自動的にSDカード内に蓄積されたプローブ情報が専用サーバーに送信されます。

②「リアルタイムプローブ」

加入者が楽ナビ/楽ナビLiteを起動中、一定時間ごとに自動的にプローブ情報（※5）が専用サーバーに送信されます。

- (2) 加入者は、楽ナビ/楽ナビLiteの「プローブ情報送信」モードを設定することで、プローブ情報送信の可否を選択することができます。
- (3) プローブ情報の送信にあたっては、加入者がデータ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を負担するものとします。

※5：『リアルタイムプローブ』で送信されるプローブ情報は、走行履歴データ（走行履歴と走行速度のデータ）のみです。『リアルタイム

ブロープ』の利用には Bluetooth 通信に対応した携帯電話機または専用のデータ通信モジュールが必要になります。

5. 『スマートループ渋滞情報』の配信

楽ナビ/楽ナビLiteの「ブロープ情報送信」の設定が送信可能になっている場合には、ブロープ情報が専用サーバーに送信されると同時に、専用サーバーから楽ナビ/楽ナビLiteに『スマートループ渋滞情報』（※6）が配信されます。

※6：『スマートループ渋滞情報』とは、①加入者から提供されたVICSエリア外の過去1時間のブロープ情報、②加入者から提供された『リアルタイムブロープ』及び『蓄積型ブロープ』によって毎日更新されるVICSエリア外の過去90日間のブロープ情報、③VICSセンターより提供されたより広範囲なVICS情報（オンデマンドVICS）のそれぞれの情報を統計処理し最適化した渋滞情報であり、提供時点において実際に発生している渋滞の情報そのものではありません。

6. 利用条件

『リアルタイムブロープ』によるブロープ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中は、楽ナビ/楽ナビLiteに接続した携帯電話機による通話及びEメールの送受信はできません。また、楽ナビ/楽ナビLiteに接続する携帯電話機の機種によっては、『リアルタイムブロープ』によるブロープ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中に電話を着信したときに、ブロープ情報や『スマートループ渋滞情報』を送受信できないことがあります。

7. プライバシー情報・個人情報

加入者が『スマートループ』により当社に提供するブロープ情報には、加入者のプライバシーにかかわる走行履歴データが含まれます。

8. ブロープ情報の利用方法・目的

- (1) 当社は、加入者から提供されたブロープ情報を、バイオンアグループ会社に提供します。
- (2) バイオンアグループ会社では、ブロープ情報及びブロープ情報に基づき作成した統計データ（※7）を次の目的に利用します。
 - ① 上記1. (2)に記載するデータを含む各種の道路交通情報及び地図データの作成②バイオンア製カーナビゲーションのユーザーに対する道路交通情報及び地図データの提供
 - ③ カーナビゲーション製品及びブロープ情報に関する研究・開発
 - ④ その他ブロープ情報に関連する事業の遂行
- (3) バイオンアグループ会社は、上記(2)の目的及び第三者が遂行するブロープ情報に関連する事業のために、ブロープ情報及びブロープ情報に基づき作成した統計データを第三者に提供することがあります。なお、ブロープ情報を第三者に提供する場合は、個人を特定できない形式で提供します。

※7：統計データは個人を特定出来ない形式で作成します。

9. その他

本規定に定めのない事項は、基本約款の定めが適用されます。

以 上

2009年10月 施行
2011年10月 改定

同梱物一覧

作業に入る前に、同梱物をご確認ください。



バージョンアップ
手順書（本書）



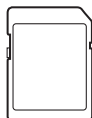
更新パスワード
発行申込書



お客様登録申込書



メディアナンバー
カード



更新用 SD メモリーカード*

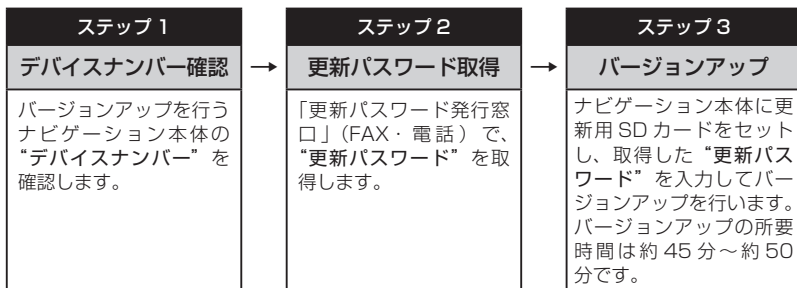
*本文中では、「更新用 SD カード」と記載しています。

ご注意

- 更新用 SD カードに保存されているファイルなどを削除しないでください。削除するとバージョンアップが正常に終了できなくなります。
- メディアナンバーカード、およびメディアナンバーはいかなる理由があっても再発行いたしません。破損や紛失をされないようご注意ください。
- メディアナンバーは、パッケージごとに異なる番号が記載され、更新パスワード取得時および確認時に必要となります。第三者に漏洩しないよう、お取り扱いには十分ご注意ください。

バージョンアップの流れ

バージョンアップは、次のような流れになります。



バージョンアップ後について

- バージョンアップを行うと下記の情報が消去される場合があります。必要に応じて再設定してください。

機能設定/スマートループ設定/音量設定/車両設定/検索メニューのラストカーソル位置/学習ルートデータ

- 本製品に対応したオービスライブは、「CNAD-OP20 II DL」(2019年11月～2020年4月まで配信予定)です。

2020年5月以降配信予定のオービスライブはご利用になれませんので、ご了承ください。

ステップ1：デバイスナンバーの確認（ナビゲーションでの操作）

次の方法で、バージョンアップするナビゲーション本体の“デバイスナンバー”をご確認のうえ、同梱の「メディアナンバーカード」にお控えください。

デバイスナンバーを確認する

次の方法で、ナビゲーション本体のデバイスナンバーを確認します。

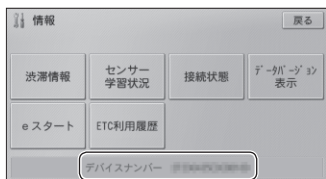
1 **メニュー** を押し、**設定** にタッチする



2 **情報** にタッチする



デバイスナンバーが表示されます。



3 デバイスナンバーをメディアナンバーカードに転記する

メディアナンバーカード
メディアナンバー XXXXABCDEF0123456789 メディアナンバーは、更新パスワード取得時および修理時に使用します。
デバイスナンバー X X X X デバイスナンバーは、新しいナビゲーション本体のメニューで確認し、ここへ記入してください。デバイスナンバーの確認方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。
更新パスワード 更新パスワードは手続き終了後に取得できます。更新パスワード取得後にここへ記入してください。更新パスワード申請方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。 ※使用される文字列は、数字の0~9、英字A~Fから構成されています。写し間違いにご注意ください。
バージョンアップの証明について 本書は、ナビゲーション本体の修理時にバージョンアップの証明書として提出が必要になる場合があります。 デバイスナンバー、更新パスワード、機種名、製造番号をご記入後、保証書と共に大切に保管してください。
機種名 A V I C - M R Z ナビゲーション本体の機種名を記入してください。機種名は、保証書またはナビゲーション本体の前面または底面に印刷されています。
製造番号 ナビゲーション本体の製造番号 (SERIAL NO.) を記入してください。製造番号は、保証書またはナビゲーション本体の底面に印刷されています。

ステップ2：更新パスワードの取得（ご自宅での手続き）

ご注意

- ・本製品は更新パスワード取得時に記入するデバイスナンバーのカーナビゲーションのみバージョンアップが行えます。複数台のバージョンアップを行う場合は、台数分の製品をご購入ください。
- ・更新パスワード取得後は、バージョンアップ対象機種の変更や返品はできません。
- ・取得した更新パスワードはメディアナンバーカードに記入し、紛失しないよう大切に保管してください。もし更新パスワードをお忘れになった場合でも、同一のメディアナンバーとデバイスナンバーであれば再確認が可能です。

更新パスワードを取得する

1 「更新パスワード発行申込書」に必要事項をご記入のうえ、発行窓口へFAX送信する

ご注意

- ・FAXをお持ちでない方は、同窓口へお電話でお問い合わせのうえ、郵送でお申込みください。その場合、数日のお時間をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

更新パスワードがFAXまたは郵送で送付されます。

2 取得した“更新パスワード”をメディアナンバーカードに転記する

更新パスワード

X X X X

更新パスワードは、発行終了後に取得できます。更新パスワード取得後
にご記入していただき、更新パスワード申請方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。
※使用される文字列は、0～9、英字A～Fから構成されています。
写真間違いないご注意ください。

お客様登録がお済みでない方は

「お客様登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、「更新パスワード発行申込書」と共に更新パスワード発行窓口へFAX送信してください。

ステップ3：バージョンアップの開始（ナビゲーションでの操作）

ご注意

- バージョンアップ所要時間は、「AVIC-MRZ02 II /06/04/02/07 II /05 II /03 II /07/05/03」は約45分、「AVIC-MRZ09 II /09」は約50分です。
- バージョンアップの途中でエンジンを切った場合でも、次回エンジンを始動した際、途中から更新処理を再開します。
- バージョンアップ中は、本機のすべての機能が使用できません。

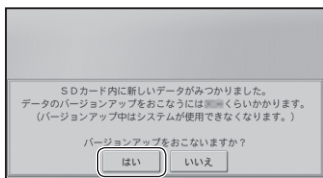
バージョンアップを行う

次の方法で、バージョンアップを行います。メディアナンバーカードを用意してから操作してください。

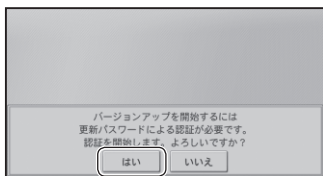
1 更新用SDカードをナビゲーション本体に挿入する

しばらくすると、手順2の画面が表示されます。

2 はい にタッチする



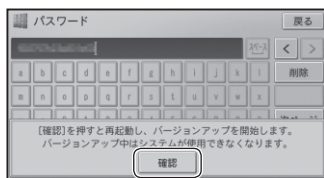
3 はい にタッチする



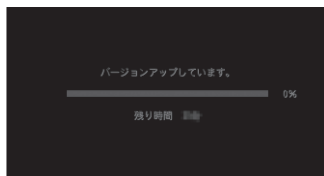
4 更新パスワードを入力し、入力終了 にタッチする



5 確認 にタッチする



再起動後にバージョンアップを開始します。



メモ

- バージョンアップ所要時間は、「AVIC-MRZ02 II /06/04/02/07 II /05 II /03 II /07/05/03」は約45分、「AVIC-MRZ09 II /09」は約50分です。
- バージョンアップの途中でエンジンを切った場合でも、次回エンジンを始動した際、途中から更新処理を再開します。

次のページへ続く

6 「バージョンアップが完了しました」が表示されたら、

確認にタッチする



再起動します。

ご注意

- 再起動後、プログラム更新画面がしばらく表示され、完了するともう一度再起動を行います。地図画面またはマイセットアップ画面が表示されるまで電源をOFFにしないでください。
- ご使用の機種によっては、カーナビゲーション本体のバージョンアップに約10分かかる場合があります。

バージョンアップが完了します。

7 更新用SDメモリーカードを取り出す

地図画面が表示されたら、正しい手順で更新用SDメモリーカードを抜いてください。

ご注意

- ナビゲーション本体から更新用SDメモリーカードを取り外すときは、必ずお持ちのナビゲーションに付属の取扱説明書およびスタートブックに記載された「SDカードの出し入れ」に従って取り外してください。

AVIC-MRZ09/07/05/03 をお使いのお客様へ

一度もバージョンアップをされていないお客様は、今回のバージョンアップで、以下の内容が変更されます。

Bluetooth 設定

- Bluetoothの自機名称「RAKU NAVI Lite」が「Pioneer Navi」に名称変更されます。

iPod ソースアイコンのデザイン変更

- iPod ソースのアイコンが下記のデザインに変更されます。



NTT ドコモの携帯電話で通信接続されるお客様へ

- NTT ドコモが提供する無料インターネット接続サービス「mopera ネットサーフィン」は、2012年3月31日をもって終了しました。
- 2012年4月1日以降にプロバイダ設定画面の「NTT docomo (FOMA パケット)」を選択して通信接続する場合は、NTT ドコモが提供する有料インターネットサービスプロバイダ「mopera U」のご契約が必要です。詳しくは、ドコモインフォメーションセンターへお問い合わせください。

保証規定

- バージョンアップを実施したことにより、お買い上げいただいたナビゲーション本体の保証期間が変更、または延長されるものではありません。あらかじめご了承ください。
- 弊社は、本製品に収録された地図データ等が完全・正確であること、および本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- 本製品の使用にあたり、お客様又はその他の方にいかなる損害が発生したとしても、弊社は補償するものではありません。

商標

- 「mopera」、「mopera U」、「FOMA」は、NTT ドコモの登録商標です。
- SDHC ロゴは、SD-3C,LLC の商標です。



収録データベースについて

地図データについて

- 日本測地系に対応しています。
- いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。
- この地図の作成にあたっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。(（測量法第44条に基づく成果仕様承認10-0010)「©2017一般財団法人日本デジタル道路地図協会」2019年3月発行を使用。
- この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料H・1 - No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を利用して作成したものである。(承認番号 国地企調第180号 平成22年9月28日)
- このデータは、国土地理院の技術資料C1-No.445「小笠原諸島西之島周辺の正射画像(平成26年12月10日撮影)」を利用して作成したものである。
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5千分1国土基本図を使用した。(承認番号 平30情使、第256号-10号)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)、数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第406号-10号)
- 上記以外の本地図データの権利関係については、下記ページをご確認ください。
URL : http://www.incrementp.co.jp/aboutmap/2019_2.pdf

道路データについて

- 本製品の道路データは調査時点の情報を収録しています。調査後に開通期日などが変更になることにより、実際の道路と異なる場合がありますのでご注意ください。

交通規制データについて

- 本製品に使用している交通規制データは、2019年3月までの独自調査の結果、及び、警察庁交通規制情報管理システム出力データの情報に基づき作成したものを使用しています。本データが現場の交通規制と違う場合は、現場の交通規制標識・表示などに従ってください。
- 本製品に使用している交通規制データは普通車両に適用されるもののみで、大型車両や二輪車などの規制は含まれておりません。あらかじめご了承ください。

有料道路料金データについて

- 本製品に使用している有料道路の料金データは2019年3月に道路管理者から受領した軽自動車・中型自動車・普通自動車のものです。

VICS サービスエリアについて

- 本製品に収録されている VICS エリアは下記の都道府県が対象となります。
北海道（北見方面）（旭川方面）（札幌方面）（釧路方面）（函館方面）、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、石川県、福井県、富山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- VICS サービスエリアが拡大されても、本製品では新しく拡大されたサービスエリアでのレベル3（地図表示型）表示はできません。

放送局リストのデータについて

- VICS、AM、FM、地上デジタルTVの放送局名リストは2019年5月調査時点のものです。

渋滞予測データについて

<AVIC-MRZ09/MRZ09 II >

- 渋滞予測機能の情報は、インクリメントP株式会社からの提供です。
- 渋滞予測データはスマートループでアップロードされたプローブ情報を統計処理して作成されています。そのため、プローブ情報がアップロードされていない道路の渋滞予測考慮は行われません。

訪問宅（個人宅）電話番号データについて

- 訪問宅（個人宅）電話番号データ「Bellemax[®]」は、日本ソフト販売（株）提供のデータ（2019年3月時点）を使用しています。

その他情報提供元

- NTTタウンページ株式会社（2019年3月現在のタウンページデータ）
- 公益財団法人交通事故総合分析センター（1999年度統計による高速道路事故多発地帯データ）



メモ

- 収録データベースに誤字、脱字、位置ずれなどの表記上または内容上の誤りがあったとしても弊社は補償するものではありません。

パイオニア株式会社
〒113-0021
東京都文京区本駒込2-28-8
文京グリーンコート

© パイオニア株式会社 2019
< KFWZ19I > < IRA2082-A >